



被災者相談支援センターだより

三陸復興
輝く明日を創ろう！いわて三陸

発行：宮古地区被災者相談支援センター
(宮古市五月町1-20 県 宮古地区合同庁舎1階)
フリーダイヤル：0120-935-750

1. 教えて・暮らしの再建 ～民間住宅・アパートを借りて住みたい～

皆様が暮らしの再建を行う上で役立つ情報を、例を挙げて分かりやすくご紹介します。
今回は、「民間住宅を賃借する場合の加算支援金の支給」についてです。

【質問1】 自宅は流失し家族で仮設住宅に住んでいます。数年後には自宅を新築再建する計画でしたが、今度、夫の勤務先が変わり一軒家を借りて家族で住むことになりました。どのような支援制度がありますか。

【回答1】 全壊・大規模半壊・半壊(やむを得ない解体)の被害を受けた方が民間住宅を賃借する場合、次のような支援金があります。

生活再建支援金・加算支援金	被災時の世帯構成		申請期限
	2人以上	1人	
賃借(公営住宅以外)	50万円	37万5千円	平成30年4月10日

※現在お住まいの仮設住宅から一般の賃貸住宅に移り住んだ場合、原則、災害公営住宅に入居できませんのでご注意下さい。(現に住宅に困窮していることが明らかである場合は入居が認められることがあります)

【質問2】 その後(民間住宅を賃借し上記質問1の加算支援金を支給された後)、自宅を新築再建することになりました。住宅を建設・購入するときの加算支援金はどうなりますか。

【回答2】 一旦は民間住宅を賃借し、上記質問1の加算支援金を支給された後で、住宅を建設・購入する場合は、建設・購入の加算支援金から賃借(上記質問1)で支給された分が減じられ、加算支援金の額は次のようになります。

生活再建支援金・加算支援金	被災時の世帯構成		申請期限
	2人以上	1人	
住宅の建設・購入の加算支援金	200万円	150万円	平成30年4月10日
賃借(公営住宅以外)支給済み額	△50万円	△37万5千円	
減額後建設・購入の加算支援金	150万円	112万5千円	平成30年4月10日

※申請窓口 生活再建支援金加算支援金・・・被災の際に居住していた市町村

2. 被災ローン減免制度(個人版私的整理ガイドライン)のご案内

震災前に借りていた自宅や車のローンが残っていませんか？

被災ローン減免制度は、震災前に借りていた住宅ローンや自動車ローンなどのお借入の返済が困難となった方や、今後返済が困難となる方に適用される制度です。この制度を利用すると、ローンの減免を受けることができる場合があります。この制度の利用は無料です。

- ◆ 義援金・支援金・弔慰金に加えて預貯金を500万円程度まで手元に残せます。
- ◆ 被災ローン減免制度利用後も、個人信用情報機関に登録されることはありません。

被災ローン減免制度(個人版私的整理ガイドライン) コールセンター0120-380-883

※宮古地区被災者相談支援センターの弁護士無料相談(毎週火曜日10時～15時)もご利用いただけます。



3. バリアフリー化など各種補助金のご案内

被災された方が岩手県内で住宅を新築・購入するとき、または、被災した住宅を改修するときの各種補助金をご紹介します。補助を利用するときは、**建物設計前に建築士等にご相談ください。**

(1) バリアフリー化補助金

区分	補助金対象工事と補助金額	申請期限
新築・購入	住宅の床面積に応じて上限90万円	平成29年3月31日
改修	床の段差解消、手すり設置、高齢者トイレ設置など箇所ごとに対象 バリアフリー改修工事費の1/2・上限60万円	平成26年3月31日

(2) 県産材使用補助金

区分	補助金対象工事と補助金額	申請期限
新築・購入	県産の木材を10立方メートル以上使用する場合上限40万円	平成29年3月31日
改修	県産の木材を0.5立方メートル以上使用するなどの工事が対象 県産材使用部分の改修工事費の1/2・上限20万円	平成26年3月31日

(3) 耐震化補助金

区分	補助金対象工事と補助金額	申請期限
改修	耐震基準を満たさない住宅を耐震基準に適合させる工事が対象 耐震改修工事の1/2・上限60万円	平成26年3月31日

(4) 住宅補修補助金(い災証明が半壊、一部損壊の方が対象)

区分	補助金対象工事と補助金額	申請期限
補修	半壊及び一部損壊した住宅で『応急修理制度』を利用していない場合 10万円以上の補修工事費の1/2・上限30万円	平成26年3月31日

(1)～(4)お問い合わせ・申請窓口 住宅を新築・購入、改修等をする住所が所在する市町村

(5) 平成24年度岩手県被災家屋等太陽光発電導入費補助金

区分	補助金対象工事と補助金額	申請期限
新築 建売 修繕	10kW未満の太陽光発電システムを設置した場合に対象となる 出力1kW当たり4万8千円を補助・上限47万9千円	電力受給の開始日が、 平成24年4月1日から 平成25年3月31日までの ものの申請を通年(4月 1日～3月31日)で受付 します

(5)お問い合わせ・申請窓口 岩手県環境生活部環境生活企画室 電話:019-629-5273

注:この補助金は、太陽光発電に係る国や市町村の補助金と併用できます。

※国の補助金を受けるには、別途、手続きが必要です。(お問い合わせ先 J-PEC太陽光発電普及拡大センター 電話:043-239-6200 FAX:043-239-6201) また、市町村によっては、独自の補助制度を実施しているところがありますので、各市町村にお問い合わせください。

4. 災害弔慰金・災害障害見舞金について

「災害関連死」や「震災に直接起因して負った重度の障害」について、ご遺族やご家族だけで判断していませんか?震災津波による直接の死亡や、直接の障害でなくても、震災津波が原因と判定されれば弔慰金や見舞金が支給されます。少しでも疑問がある場合は、被災の際に居住していた市町村にお問い合わせください。